

事業番号1-66-(1)

施策・事業シート (概要説明書)									
担当府省名		財務省		予算事業名		— (国立印刷局)			
担当局庁名		理財局		上位施策事業名		—		作成責任者	
担当課・室名		国庫課通貨企画調整室		事業開始年度		— (平成15年度独法設立)		国庫課長 大西淳也	
根拠法令 (具体的な条文 (○条○項など) も記載)		独立行政法人国立印刷局法 独立行政法人通則法 日本銀行法		関係する通知、計画等		—			
実施方法		□直接実施 (請負先:)							
		□業務委託等 (委託先等:)							
		□補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:)							
		□貸付 (貸付先:) □その他 ()							
独立行政法人の概要	役員総数 (官庁OB/役員数)	2(1)/6	常勤役員数	2(1)/6	非常勤役員数	0/0	監事等	0/2	
	職員総数	4,701	内、官庁OB	4(4)	役員報酬総額	97,372千円	官庁OB役員報酬総額	36,043千円	
	積立金等の額	37,556百万円 (21年度末見込み)	内訳	前中期目標期間繰越 26,077百万円、20年度未処分利益8,431百万円、21年度利益 (予算) 3,049百万円		今後の活用計画	国庫納付、設備投資等		
事業/制度概要	目的 (何のために)	【国立印刷局の業務目的等を下記に掲載】 (注) 国は運営費交付金等を交付せず。国立印刷局は独立採算により業務を運営。							
	対象 (誰/何を対象に)	○目的 ・国立印刷局は、銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことにより通貨制度の安定に寄与。 ・旅券、国債証券、印紙等の公共上の見地から必要な印刷物の製造等を行うこと。							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	○主な事業 ①日本銀行券の製造 ・財務大臣が定める製造計画に従い製造を行う。 ・日銀券に特殊潜像や凹版印刷等高度な偽造防止技術を採用し、国民に対し安心・安全な通貨を提供。 ・緊急時の改刷に対応するため、財務大臣からの緊急要請に対する応諾義務あり。 ②偽造防止技術の向上のための調査、研究等、日銀券の真偽鑑定 ・内外の取締当局・通貨当局からの情報収集を行いつつ、次の日銀券に使用可能な新たな偽造防止技術を開発。通貨偽造発生の際には通貨当局と連携。 ③旅券、印紙、切手、国債証券等の製造 ・国民の生命の安全確保や、国庫の歳入金の納付手段等として用いられるもの。 ④官報の編集、印刷及び法律案等の印刷 ・官報は法令その他の公示事項を掲載し、国民の権利義務に関わるもの。 ・国会、開議に提出する法律案、予算案等を供給。 ・災害や緊急事態への対応として、内閣総理大臣からの緊急要請に対する応諾義務あり。							
コスト	平成21年度事業計画			人件費					
	事業費	33,045 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	44,493 百万円			担当正職員	31,697,102 千円	4,701	人	
総計	77,538 百万円		臨時職員他		462,241 千円	263	人		
これまでの国立印刷局の予算額等 (財源内訳/単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	81,850							
	H19(決算上の不用額)	—							
	H20(決算見込額)	75,990							
	H21(当初予算)	77,538							
	H21(補正予算)	—							
H22概算要求	—		※国立印刷局の決算額等に基づき記載						
平成22年度予算内訳 (補助金の場合には負担割合等も)	—								

事業番号1-66-(1)

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	財務省	予算事業名	－（国立印刷局）		
担当局庁名	理財局	上位施策事業名	－	作成責任者	
担当課・室名	国庫課通貨企画調整室	事業開始年度	－（平成15年度独法設立）		国庫課長 大西淳也
事業/制度の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・国の定める日銀券製造計画に従い、経済活動に必要な日銀券の安定的かつ確実な供給。 ・国際化しつつある通貨偽造の中で、わが国通貨に対する信頼維持は、取引の安全確保という国民生活に直結。高度な偽造防止技術及び厳格な管理体制が不可欠。 ・旅券についても、偽変造旅券による不法入国や国際的なテロ事件に対し、高度な偽造防止技術を維持することにより、国民生活及び国家の安全に寄与。 ・官報の編集、印刷により、国民の権利義務に関わる重要事項などを国民に正確かつ確実に提供。 ・印紙、国債証券等を国民に確実に提供し、円滑な経済取引に寄与。 				
他省庁、自治体等における類似事業	なし				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	なし				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	銀行券の製造	億枚	35	33	33
予算執行率	－	%	－	－	－
成果目標 （現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果）	<p>【中期計画等における目標】 → 【実績】</p> <p>1. 第1期中期目標期間（平成15年度～19年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の損率を低減又は維持 → ほぼ同水準又は低減 ・日本銀行への納品後の返品ゼロ → ほぼゼロ <p>（参考）流通量に対する偽造券発生割合（日本銀行券を1とした場合） ユーロ券240倍、ドル券473倍、ポンド券1383倍</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務運営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・人員を4.7%以上削減（17年度末比） → 5.7%を削減 ・固定的経費を3%以上削減（15年度比） → 9.3%を削減 <p>2. 第2期中期目標期間（平成20年度～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の損率を低減又は維持 → 実績平均の117/100（製紙部門） " 98/100（印刷部門） ○業務運営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・人員を10%以上削減（18年度～22年度） → 8.2%を削減（20年度） ・固定的経費を8%以上削減（20年度～24年度） → 6.5%を削減（20年度） 				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）					
事業/制度の自己評価 （今後の事業/制度の方向性、課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立印刷局の中期計画に沿って、適切な事業運営を行っている。 ・独法評価委員会でも、中期計画の実施状況が順調であると評価されている。 ・第1期中期目標期間（平成15年度から19年度）終了時に、145億円の国庫納付を行った。 				
比較参考値 （諸外国での類似事業の例など）	米国、フランス等の諸外国においては、政府または中央銀行が実施。				
特記事項 （事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等）	<p>印刷局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治4年に大蔵省紙幣司として開設され、紙幣の製造を行ってきた。印刷局が平成15年4月に公務員型の特定独立行政法人とされたことから、独立行政法人国立印刷局に紙幣製造を行なわせることとなった。</p> <p>なお、これまでに処分した資産の売却収入（248億円）を、独立行政法人通則法改正を受けて国庫納付することを予定しており、同額を留保している。</p>				

独立行政法人国立印刷局の運営状況

中期計画の作成

中期目標期間: 5年間

自主・自律の運営

評価委員会による
業務実績の評価

利益剰余金の
国庫納付

中期目標期間終了後、利益剰余金の
一部を国庫納付することとされている。

平成15年度

平成19年度

第1期中期目標期間

第1期中期目標期間終了時

利益剰余金合計：406億円
 うち国庫納付金：145億円
 次期繰越金：261億円
 { うち恩給負担金等：115億円
 その他：146億円 }

資産売却収入(248億円)
のうち、簿価を上回る33
億円が含まれる。

平成20年度

平成24年度

第2期中期目標期間

第2期中期目標期間(平成20年度末)

利益剰余金合計：345億円
 うち前中期目標期間繰越積立金：261億円
 20年度未処分利益：84億円

平成25年度に
国庫納付予定

【業務等の効率化に向けた主な取組み】

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき業務、組織・資産の見直しに取り組んでいる。

業務

- 官報については、守秘性に問題がない入力・校正等業務を競争性のある契約による外部委託に移行済（平成 20 年度）。
- 市販用白書等及び自動車保管場所標章から撤退済（平成 19 年度末）。
- 自動車検査標章及び軽自動車検査標章から撤退済（平成 20 年度末）。

組織・資産

- 市ヶ谷センター（体育館を含む。）については廃止し（平成 22 年度）、博物館機能の移転後処分予定。
- 大手町敷地については、国立印刷局と関係地権者による再開発の手続きを進めており、処分に向けて検討中。
- 本局（1）、工場（7）のうち、虎の門工場については、国立印刷局と関係地権者による再開発の手続きを進めており、印刷機能の滝野川工場への移転を進めた上での不要部分の処分に向けて検討中。
- 出張所等（5）については、集約・統合予定（平成 22 年度）。
- 職員宿舎（39）については、廃止・集約化計画を策定し（平成 21 年 3 月）、これに基づいて計画的に進めていく予定。
- 保養所（4）については、全廃済（平成 20 年度末）。
- 東京病院については、地元の東京都北区等と移譲に向けた取組みを進めている。
- 小田原健康管理センターについては廃止済（平成 19 年度末）。廃止後の資産は研修所（市ヶ谷から移転）として活用予定。
- 久我山運動場については、杉並区等と処分に向けて調整中。

(予算担当部局用)

事業番号 1-66-(1)

論点等整理シート (予算担当部局用)

施策・事業名	(独) 国立印刷局			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	—	百万円	—	百万円

事業予算についての論点等

1. 基本的考え方

- 明治4年、大蔵省に「紙幣司」を創設、昭和18年に大蔵省「印刷局」となり、平成15年4月から中央省庁改革の一環として、「独立行政法人国立印刷局」に移行し、現在に至っている。
なお、明治23年3月から平成15年4月に独立行政法人に移行するまでの間は、国の特別会計として経理されていた。
- 国立印刷局は日本銀行法第49条に基づき、銀行券（日銀法第46条の規定により日本銀行が発行する銀行券）の製造を行うこととされており、銀行券の偽造防止対策や国民への必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与している。
- 主な業務は銀行券の製造（業務収入の約70%）であるが、国債証券、印紙、郵便切手、旅券などの印刷物の製造または印刷等も行っている。
- 当該独立行政法人は、その他多くの独立行政法人とは異なり、国からの運営費交付金や施設整備費補助金を一切受けておらず、独立採算で業務を運営している。また、中期目標期間終了時には、国立印刷局法の定めるところにより積立金を国庫納付することとされている。第1期中期目標終了時（平成19年度）には145億円を国庫納付している。
- 平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、組織や保有資産の見直し、市販用白書等製造業務の見直し等の指摘を受けており、これを踏まえ、事務・事業の改善を図っている。
なお、保有資産の売却については、これまで計画的に実施しているが、現行の独立行政法人通則法では、土地等の売却収入を国庫に返納するための必要な規定が未整備なため、国庫納付ができず、当該法人内に売却収入(248億円)が留保されている。

2. 見直しの方向性

- 19年の指摘事項に対する取組みには、更なる改善の余地があることから、今後、業務改善、保有資産の売却等の取組みを強化するとともに、国庫納付が可能となるよう、早急に必要な法整備（独立行政法人通則法改正）を行い、国庫納付金の一層の増額に繋げ、財政貢献をすべきである。
 - ・ 保有資産の総点検を行い、不要な保有資産については売却計画を速やかに策定し、その売却を着実に実施すべきである。
 - ・ 特に、保養所や運動場等、業務上、不可欠ではないものについては、速やかに売却を図る必要があるのではないか。
 - ・ 職員宿舎についても、業務上必要な緊急要員の確保などに留意しつつ、速やかに真に必要な戸数を厳密に精査し、廃止・集約化を推進するべきではないか。
- 民間でも実施可能な白書その他の印刷業務などからは速やかに撤退すべきではないか。また、業務全体を再点検し、守秘性を考慮しつつ、問題の無い業務については透明性を確保した競争入札により積極的にアウトソーシングを図り、業務の効率化を徹底すべきではないか。
- 独立行政法人に共通の問題である利益剰余金の取り扱いについては、各法人が策定する中期目標期間終了時に国庫納付することとされているが、独立行政法人の抜本的な見直しの中で、財政貢献の観点からどのようなあり方が適切か検討すべきではないか。

事業番号1-66-(2)

施策・事業シート (概要説明書)									
担当府省名		財務省		予算事業名		— (造幣局)			
担当局庁名		理財局		上位施策事業名		—		作成責任者	
担当課・室名		国庫課通貨企画調整室		事業開始年度		— (平成15年度独法設立)		国庫課長 大西淳也	
根拠法令 (具体的な条文 (○条○項など) も記載)		独立行政法人造幣局法 独立行政法人通則法 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律		関係する通知、計画等		—			
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()							
独立行政法人の概要	役員総数 (官庁OB/役員数)	3/6	常勤役員数	3/6	非常勤役員数	0/0	監事等	0/2	
	職員総数	1,012	内.官庁OB	7(7)	役員報酬総額	96,271千円	官庁OB役員報酬総額	51,302千円	
	積立金等の額	11,309百万円 (21年度末見込み)	内訳	前中期目標期間繰越積立金9,528百万円、20年度未処分利益879百万円、21年度利益(予算)903百万円		今後の活用計画	国庫納付、設備投資等		
事業/制度概要	目的 (何のために)	【造幣局の業務目的等を下記に掲載】 (注) 国は運営費交付金等を交付せず。造幣局は独立採算により業務を運営。なお、財務省と造幣局は貨幣製造契約を締結し、財務省に貨幣製造費 (平成20年度約160億円) を計上。							
	対象 (誰/何を対象に)	○目的 ・貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与。 ・勳章、褒章等であって、公共上の見地から必要とされるものを行う。							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	○主な事業 ①貨幣の製造及び回収貨幣の鋳つぶし ・財務大臣が定める製造計画に従い製造。その際、回収された貨幣を新貨幣に再利用し、資源を有効に活用。 ・500円貨幣の潜像や斜めギザ等高度な偽造防止技術を採用し、国民に対し安全・安心な通貨を提供。 ・緊急時の改鋳に対応するため、財務大臣からの緊急要請に対する応諾義務あり。 ②偽造防止技術の向上のための調査、研究等、貨幣の真偽鑑定 ・内外の取締当局・通貨当局からの情報収集を行いつつ、貨幣に使用可能な新たな偽造防止技術の開発。通貨偽造発生の際には通貨当局と連携。 ③国家的記念事業として発行される貨幣の製造、販売等 ・政府の決定に基づき、記念貨幣を製造し、国民のニーズに対応。 ④勳章・褒章及び金属工芸品の製造等 ・勳章等、金属工芸品の製造 (オリンピック入賞メダル、国民栄誉賞の盾など公共上の見地から必要とされるもの)。 ⑤貴金属の品位証明 ・貴金属の品位を証明し、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与。							
コスト	平成21年度事業計画			人件費					
	事業費	16,460 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	10,250 百万円			担当正職員	6,862,608 千円	1,012	人	
総計	26,710 百万円		臨時職員他		千円		人		
これまでの造幣局の予算額等 (財源内訳/単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	23,557		(注) 販売貨幣に係る国庫納付支払額を除く。					
	H19(決算上の不用額)	—							
	H20(決算見込額)	21,521		(注) 販売貨幣に係る国庫納付支払額を除く。					
	H21(当初予算)	26,710		(注) 販売貨幣に係る国庫納付支払額を除く。					
	H21(補正予算)	—							
H22概算要求	—		※造幣局の決算額等に基づき記載						
平成22年度予算内訳 (補助金の場合には負担割合等も)		—							

事業番号1-66-(2)

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	財務省	予算事業名	－（造幣局）		
担当局庁名	理財局	上位施策事業名	－	作成責任者	
担当課・室名	国庫課通貨企画調整室	事業開始年度	－（平成15年度独法設立）		国庫課長 大西淳也
事業/制度の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・国の定める貨幣製造計画に従い、経済活動に必要な貨幣の安定的かつ確実な供給。 ・国際化しつつある通貨偽造の中で、わが国通貨に対する信頼維持は、取引の安全確保という国民生活に直結。高度な偽造防止技術及び厳格な管理体制が不可欠。 ・天皇の国事行為により授与される勲章等を確実に製造し、国の栄典制度に寄与。 ・貴金属取引の安全を保証し、品位の証明を正確に行うことにより、消費者を保護。 				
他省庁、自治体等における類似事業	なし				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	なし				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	貨幣の製造	億枚	12.06	11.2	10.91
予算執行率	－	%	－	－	－
成果目標 （現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果）	<p>【中期計画等における目標】 → 【実績】</p> <p>1. 第1期中期目標期間（平成15年度～19年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・500円貨の13年度の仕損率5.2%を下回る → 1.0%を達成 ・高品質な純正画一な貨幣の製造 → 納品貨幣の返却ゼロ件 <p>（参考）ユーロ貨幣の流通量に対する偽造貨幣発生割合は500円貨幣の9.7倍。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務運営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・人員を6.5%削減（17年度末比） → 7.4%を削減 ・固定的経費を5%以上削減（15年度比） → 7.3%を削減 <p>2. 第2期中期目標期間（平成20年度～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・500円貨の前期の歩留（49.4%）を上回る → 49.9%を達成（20年度） ・高品質で純正画一な貨幣の製造 → 納品貨幣の返却ゼロ件（20年度） ○業務運営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・人員を10%以上削減（18年度～22年度） → 10.7%を削減（20年度） ・固定的経費を8%以上削減（20年度～24年度） → 2.2%を削減（20年度） 				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）					
事業/制度の自己評価 （今後の事業/制度の方向性、課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人造幣局の中期計画に沿って、適切な事業運営を行っている。 ・独法評価委員会でも、中期計画の実施状況が順調であると評価されている。 ・第1期中期目標期間（平成15年度から平成19年度）終了時に、63億円の国庫納付を行った。 				
比較参考値 （諸外国での類似事業の例など）	米国、イギリス、ドイツ等の諸外国においては、政府が実施。				
特記事項 （事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等）	<p>造幣局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治4年に大蔵省造幣寮として開設され、貨幣の製造を行ってきた。造幣局が平成15年4月に公務員型の特定独立行政法人とされたことから、一般会計において貨幣製造費を予算措置し、独立行政法人造幣局に貨幣製造を行わせることとなった。</p> <p>なお、これまでに処分した資産の売却収入（4億円）を、独立行政法人通則法改正を受けて国庫納付することを予定しており、同額を留保している。</p>				

独立行政法人造幣局の運営状況

中期計画の作成

中期目標期間: 5年間

自主・自律の運営

評価委員会による
業務実績の評価

利益剰余金の
国庫納付

中期目標期間終了後、利益剰余金の一部を国庫納付することとされている。

平成15年度

平成19年度

第1期中期目標期間

第1期中期目標期間終了時

利益剰余金合計: 158億円
 うち国庫納付金: 63億円
 次期繰越金: 95億円
 (うち恩給負担金等: 33億円
 その他: 62億円)

資産売却収入(4億円)のうち、簿価を上回る1億円が含まれる。

平成20年度

平成24年度

第2期中期目標期間

第2期中期目標期間(平成20年度末)

利益剰余金合計: 104億円
 うち前中期目標期間繰越積立金: 95億円
 20年度未処分利益: 9億円

平成25年度に
国庫納付予定

【合理化・効率化に向けた主な取組み】

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき業務、組織・資産の見直しに取り組んでいる。

業務

- 金盃・銀盃、装身具及び銀製ワインカップの製造から撤退（平成19年度末）。

組織・資産

- 本局（1）、支局（2）のうち、東京支局については、豊島区の東池袋再編整備の協議会に参画（平成21年度）する中で不要部分の処分を検討。
- 職員宿舎（13）について、職員宿舎の廃止・集約化計画を策定し（平成20年度）、これに基づいて計画的に進めていく予定。
- 保養所（3）は全廃済（平成20年度末）。

(予算担当部局用)

事業番号 1-66-(2)

論点等整理シート (予算担当部局用)

施策・事業名	(独) 造幣局			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	—	百万円	—	百万円

事業予算についての論点等

1. 基本的考え方

- 明治4年、大蔵省に「造幣寮」を創設、明治18年大蔵省「造幣局」となり、平成15年4月から中央省庁改革の一環として、「独立行政法人造幣局」に移行し、現在に至っている。
なお、明治23年3月から平成15年4月に独立行政法人に移行するまでの間は、国の特別会計として経理されていた。
- 造幣局は通貨法第4条に基づき貨幣の製造等を行うこととされており、貨幣の偽造防止対策や国民への必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与している。
- 主な業務は貨幣の製造等（業務収入の約88%）であるが、勲章、褒章などの製造等も行っている。
- 当該独立行政法人は、その他多くの独立行政法人とは異なり、国からの運営費交付金や施設整備費補助金を一切受けておらず、独立採算で業務を運営している。また、中期目標期間終了時には、造幣局法の定めるところにより積立金を国庫納付することとされている。第1期中期目標終了時（平成19年度）には63億円を国庫納付している。
- 平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、保有資産の見直しや一部製造業務の縮減等の指摘を受けており、これを踏まえ、事務・事業の改善を図っている。
なお、保有資産の売却については、計画的に実施しているが、現行の独立行政法人通則法では、土地等の売却収入を国庫に返納するための必要な規定が未整備なため、国庫納付ができず、当該法人内に売却収入（4億円）が留保されている。

2. 見直しの方向性

- 19年の指摘事項に対する取組みには、更なる改善の余地があることから、今後、業務改善、保有資産の売却等の取組みを強化するとともに、国庫納付が可能となるよう、早急に必要な法整備（独立行政法人通則法改正）を行い、国庫納付金の一層の増額に繋げ、財政貢献をすべきである。
 - ・ 保有資産の総点検を行い、不要な保有資産については売却計画を速やかに策定し、その売却を着実に実施すべきである。
 - ・ 特に、保養所や分室等、業務上、不可欠ではないものについては、速やかに売却を図る必要があるのではないか。
 - ・ 職員宿舎についても、業務上必要な緊急要員の確保などに留意しつつ、速やかに真に必要な戸数を厳密に精査し、廃止・集約化を推進するべきではないか。
- 民間でも実施可能な金・銀盃及び装身具の製造などからは速やかに撤退すべきではないか。また、業務全体を再点検し、守秘性を考慮しつつ、問題の無い業務については透明性を確保した競争入札により積極的にアウトソーシングを図り、業務の効率化を徹底すべきではないか。
- 独立行政法人に共通の問題である利益剰余金の取り扱いについては、各法人が策定する中期目標期間終了時に国庫納付することとされているが、独立行政法人の抜本的な見直しの中で、財政貢献の観点からどのようなあり方が適切か検討すべきではないか。